

美容医療訴訟の判例から見る争点の分析-裁判所の後方視的判断における説明義務と外国人患者への考察-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 知史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.20780/00032730

主論文の要旨

美容医療訴訟の判例から見る争点の分析

—裁判所の後方視的判断における説明義務と外国人患者への考察—

東京女子医科大学医療安全科
(指導：寺崎 仁教授)

木村 知史

日本美容外科学会誌 第56巻 第1号 26頁～34頁 (2020年1月15日発行) に
掲載

【要 旨】

美容医療における裁判の実態を把握するために、判例検索ソフトで昭和52年～平成30年までの美容医療訴訟の判例を集積し分析した。

その結果、患者が勝訴した認容率は78% (68例中53例が患者勝訴、小数点以下は四捨五入：以下同様) で、これは一般医療において同様の調査方法で行った先行研究の認容率56%や60%と比べて高かった。その理由として、美容医療では救命性や緊急性の乏しい施術 (治療・処置等) が行われ、準委任契約とされる一般医療と異なり、美容医療は結果が重視される請負契約のように後方視的に注意義務違反をより厳しく適用する傾向があるからと思われる。また、争点を「施術」とする件数が最も多いが認容率は50% (60例中30例) で、「説明義務違反」が争点の場合は75% (48例中の36例) と有意に高かった。

このように、美容医療では「説明義務違反」が認容され易く、この傾向は近年増加している外国人患者に対する美容医療においては、言語や文化の違いから邦人に比して紛争化し易い可能性があり、大きな問題であることを指摘した。